

更生保護施設

更生保護法人 愛媛県更生保護会

資 料 ・ 年 譜

年 譜	全 国 の 動 向	愛 媛 県 の 動 向
明治元年 (1867年)		藤原徒刑場・・(3年以下の者の拘禁) 三津口徒刑場・(4～5年の者の拘禁) 味酒徒刑場・・(6年以上の者の拘禁)
明治5年 (1872年)	監獄則並図式を制定, 刑余徴治・ 出願徴治の制度を置く	
明治8年 (1875年)		県庁内の聴訟課を独立させて愛媛県裁 判所と改める
明治9年 (1876年)		愛媛県裁判所を廃し, 松山地方裁判所 を置く
明治12年 (1879年)	内務省に監獄局を置き, 囚獄・懲 役等の事務を管理させた	松山懲役場を松山監獄署と改称
明治14年 (1881年)	監獄則を制定, 別房留置制を設置 (刑期満限後頼るべき所のない者 を収容)	
明治20年 (1887年)		松山監獄署野田直幹が, 教誨師を県内 各地に派遣し, 保護会設立の必要性を 説く
明治21年 (1888年)	金原明善, 川村矯一郎らが, 我が 国で最初の更生保護会の静岡県出 獄人保護会社を設立	
明治22年 (1889年)	監獄法改正。別房留置制を廃し, 有志の慈善者をして民間保護会社 を設立させ刑余者を保護善導させ るべき旨の訓令を各府県に発した	
明治23年 (1890年)		松山監獄署を愛媛県監獄署と改称

明治28年 (1895年)		7月	愛媛保護場設立。松山市鉄砲町の愛媛県監獄署の附属建物を県より無料で借り受け、14名の出獄者を収容して開所した。 *県下の司獄官吏が各自の俸給の1%を拠出し愛媛保護場の運営資金に充てた。
明治30年 (1897年)	英照皇太后御大喪を契機とする恩赦実施		英照皇太后崩御により、慈恵救済として愛媛保護場に御下賜
明治40年 (1907年)	免囚保護事業奨励費取扱手続を定め、翌年33団体に1万円交付		愛媛県「出獄人保護取扱手続」制定
明治41年～ 大正3年			周桑郡各宗寺院住職を似て周桑仏教団創立、免囚保護事業を始める。 (県下各地に、免囚保護事業の趣旨賛同の会合起こり、組織化される)
大正4年 (1915年)	行政整理のため免囚保護事業奨励金の支給が廃止され、代わって以後輔成会が交付		愛媛保護場及び愛媛保護協会が合同し愛媛保護会と改称し、各その財産を寄付して財団法人を設立。 保護場も松山監獄附属建物を還付したるため、松山市末広町の民家に移す。 その後、愛媛保護会は松山市柳井町に古材を用いた木造瓦葺き2階建を新築し附属保護場を移転した。
大正11年 (1922年)	出獄人保護を釈放者の保護と改めて監獄局から保護課に移管。 司法保護の始まり		愛媛県社会事業協会設立 愛媛保護会の事務所を保護場所在の松山市柳井町に移転 愛媛保護会は賞勳局総裁より褒章条例に関する公益団体と認定される
昭和13年 (1938年)	全日本司法保護事業連盟が民間篤志家に司法保護委員の委嘱を開始		(財)愛媛保護会は(財)愛媛聯合保護会に改称

昭和18年 (1943年)		県内保護団体は発展的解消を遂げ、松山司法保護会他、今治・西条・八幡浜宇和島に保護団体を構成員とする保護団体で再出発した。
昭和22年 (1947年)	京都少年保護学生連盟の第1回創立総会を京都で開催。 (我が国BBS運動の先駆)	司法保護事業法に基づく組合組織として、愛媛司法保護助成協会を設立。
昭和25年 (1950年)	更生緊急保護法を交付 保護司法を交付 “社会を明るくする運動”始まる 全国BBS運動団体連絡協議会発足	(財)松山司法保護会は(財)松山更生保護会、(財)愛媛司法保護助成協会は(財)愛媛保護観察協会と改称認可された。
昭和26年 (1951年)	第1回“社会を明るくする運動”が法務府の主唱により全国で実施	愛媛BBS会結成(会員428名) 県下で“社会を明るくする運動”展開
昭和37年 (1962年)	7月1日を「更生保護の日」と定める。	(財)松山更生保護会は成人と、少年を分離収容するため、少年保護施設雄郡寮(収容定員20名)を松山市土居田町八区に開設。
昭和40年 (1965年)		(財)松山更生保護会から(財)愛媛県更生保護会に改称
昭和41年 (1966年)		天皇誕生日の御下賜金を(財)愛媛県更生保護会へ伝達 (財)愛媛県更生保護会は、雄郡寮(少年寮)所在地(現在地)に成人寮鉄筋コンクリート2階建を新築移転(12月)
昭和47年 (1972年)	沖縄復帰を契機とする政令恩赦及び特別恩赦実施	(財)愛媛県更生保護会は現在地に事務所兼青少年保護施設(鉄筋コンクリート2階建)を竣工(認可47年8月)

<p>昭和54年 (1979年)</p>		<p>更生保護制度施行30周年記念愛媛県 更生保護大会開催</p>
<p>昭和62年 (1987年)</p>		<p>天皇誕生日の御下賜金を(財)愛媛県 更生保護会に伝達</p>
<p>昭和63年 (1988年)</p>		<p>更生保護会職員他施設派遣研修を(財) 愛媛県更生保護会で実施</p>
<p>昭和64年 (1989年) (平成元年)</p>		<p>更生保護制度施行40周年記念愛媛県 更生保護大会開催</p>
<p>平成4年 (1992年)</p>	<p>昭和天皇崩御，政令恩赦及び特別 恩赦が実施される。</p>	<p>収容定員の変更(平成4年6月認可) 定員25名(少年5名・成人20名) を</p>
<p>平成7年 (1995年)</p>		<p>建物その他設備の様・構造・の変更 成人寮1階便所・洗面所を 寝具等を収納する倉庫に 少年寮厨房・食堂・風呂場を 保存文書や物品を保管する倉庫に (平成7年12月認可)</p>
<p>平成8年 (1996年)</p>		<p>更生保護法人組織変更認可法人化へ (平成8年3月認可)</p>
<p>平成9年 (1997年)</p>		<p>部屋の用途変更少年寮1階の倉庫を 面接室兼事務室に(3月認可)</p>

<p>平成10年 (1998年)</p>		<p>更生保護会の歌「愛をみんなで」発表 記念チャリティーショウが開催された</p>
<p>平成11年11月 (1999年)</p>		<p>更生保護会・理事長坪内寿夫・死去に ともない同年12月1日付で一色 誠 氏が新理事長に就任した。</p>
<p>平成12年4月 (2000年)</p>		<ul style="list-style-type: none"> * 更生保護会・主幹に田中勝彦及び 補導主任に神足豪が就任 * 愛媛県更生保護会処遇規程が変更認可 され施設での処遇の方法を明らかに した。 * ステップアッププロジェクト3ヵ年計 画がスタートした。 **初回面接・個別処遇の充実 **SSTによるプログラムの導入 * 白蟻・雨漏り・ボイラー・下水等地下 埋設物の詰まりの補修・取り替え・ コーティング実施(変更認可)
<p>平成13年 (2001年)</p>		<ul style="list-style-type: none"> * 更生保護会・補導主任神足 豪辞任 主幹田中勝彦が補導主任を兼務する * 更生保護会・理事薄墨玄唱氏・死去 * 収容率アップによる、食堂拡張工事な らびに応接相談室の白蟻補修を実施し た。(変更認可) * 芸予地震により宿直室のボイラーが倒 壊・修復工事を実施 * 衆議院議員・塩崎恭久氏視察来所
<p>平成14年 (2002)</p>		<p>更生保護会理事に町内会から就任</p>

平成15年5月 (2003)	* (5月22日)	施設全面改築 理事会において建設準備委員会を設置
6月	* (5月29日) *	評議員会において建設準備委員会を設置 補導主任の選任 補導主任 上野 博
11月	* (11月28日)	臨時理事会 建設委員会の発足決議
平成16年2月	*(2月27日)	第1回建設部会検討会
3月	*(3月17日)	平成15年度定期理事会 施設改築計画等経過報告・提案
3月	*(3月23日)	平成15年度定期評議員会 建設委員会(各部会役員)の発足決議 事業計画の審議決議
5月	*(5月20日)	平成16年度定期理事会 建設委員会各部会開催
5月	*(5月22日)	平成16年度定期評議員会
6月	*(6月28日)	第1回建設委員会全体会・各部会開催
11月	* (11月13日)	第1回町内会説明会実施 愛媛県更生保護会の役割・現況について 口頭で施設改築の必要性について説明 第4回建設問題検討会実施

平成17年 5月	* (11月26日)	第4回建設問題検討会実施
8月	* (5月23日)	改築に伴うボーリング調査実施(23m)
9月	* (9月20日)	日本自転車振興会・更生保護振興財団 (助成金申請書等提出)
10月	* (10月11日～)	愛媛県・各市・町へ陳情書・要望書提出)
平成18年 9月	* (9月6日)	起工式
平成19年 3月	* (3月15日)	松山市立入検査
	* (3月16日)	消防検査
	* (3月23日)	愛媛県立入検査
	* (3月27日)	施主検査
	* (3月31日)	施設完成引き渡し
4月	* (4月19日)	神 事 ・午前10時～(多目的棟・60名) 式 典 ・午後 0時～(ホテル奥道後) 祝賀会 ・午後 1時～(々 208名)
5月	* (5月7日)	業務開始
	* (5月9日)	収容業務開始(3名入所)